

大阪市告示第182号

次の金融機関の店舗について、名称及び所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月7日

大阪市長 横 山 英 幸

金融機関名	店 舗 名		所 在 地	変 更 年 月 日
のぞみ信用組合	変 更 前	矢田支店	〒546-0021 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目 3番39号	令和7年 3月17日
	変 更 後	あびこ支店	〒558-0014 大阪市住吉区我孫子3丁目6番11号	

（会計室会計管理担当）